従七位に叙する（以上七月七日）
湯本　和之
従六位に叙する（七月八日）
金子　義郎
正四位に叙する
平山　勝信
正五位に叙する
平嶋　正直
従五位に叙する
佐藤　謙内　関　政義
正六位に叙する（各通）
氏原　瑞穂
従五位に叙する
鈴木　武　松元　忠男
正六位に叙する（各通）
高橋　哲夫
従六位に叙する（各通）（以上七月九日）
松木　正勝
従四位に叙する
田盛　敬三
従五位に叙する
青木　進
正六位に叙する
宇野　修吉
従六位に叙する（各通）（以上七月十日）
山崎　和助
従六位に叙する（七月十一日）
渡邉　和雄
正六位に叙する
玉田　和徳
正七位に叙する（以上七月十三日）
金井　昇
正七位に叙する
阿部　七郎
久保寺俊郎　小姓堂大榮門
従七位に叙する（各通）（以上七月十四日）
今野　孝
正六位に叙する
栗原　敏男
従六位に叙する（以上七月十五日）
足立　賢一
正七位に叙する（七月十六日）

○叙勲

旭日中綬章を授ける
内藤　幸穂
旭日小綬章を授ける
新倉　弘保
旭日双光章を授ける
川下　廣海
岸本　一彦

（みよし市議会議員）
加藤　康之
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
村田　利夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上七月四日）
大西劒之助　笠行　俊一
片岡　三徳　村田　達彌
旭日単光章を授ける（各通）（七月四日）
上松　三平　小久保　進
旭日単光章を授ける（各通）（七月五日）
猪俣　准一　小澤　昂治
川俣　庫一　澤田　忠雄
旭日単光章を授ける（各通）（七月七日）
岩元　治保　綱崎　晴美　布川榮太郎
旭日単光章を授ける（各通）（七月十日）
関　楠生
瑞宝中綬章を授ける
鈴木良太郎
瑞宝小綬章を授ける
飯塚　喜實　川西　和夫　吉高神　隆
杉元　信敏　中村　勇　八坂　壽
山崎　哲
瑞宝双光章を授ける（各通）
伊藤　忠　岩村　茂昭　藤井　安夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三日）
浅井　弘　天見　俊文　石井　洵
河村　隆　佐々木芳男　佐藤　國彦
佐藤　昌弘　高橋　忠一　土田　誠一
中嶽　憲二　本田　章市　水越　宏
山田　孝昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
石崎　清　外賀　光弘　蛭田　直孝
藤林　勤　眞壁　利夫　吉田　力
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月四日）
伊藤　聖
（兵庫県立大学名誉教授）
久保田　康
瑞宝中綬章を授ける（各通）
（富山大学名誉教授）
押田　雅次
冨田　寛
瑞宝小綬章を授ける（各通）
熊谷　宗圓　小林　正
田中　重廣　寺内　幸伸　藤江その子
松村　千枝　村田　昌造　村田　則穂
森脇　和　山中　昭夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
宇佐美克己　顕三　政二　河合　覺
津田　利治　鶴田　功　成田　勝利
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月五日）
遠藤　亮　佐藤　楠三　中村　仁
蒔苗　伸一　三田　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
塚本　健次
瑞宝単光章を授ける（以上七月六日）
藤井　登　湯本　和之
瑞宝双光章を授ける（各通）（七月七日）
佐藤　謙内
瑞宝双光章を授ける（七月九日）
宇野　修吉
瑞宝双光章を授ける（七月十日）
玉田　和徳
瑞宝小綬章を授ける（七月十三日）
久保寺俊郎　小姓堂大榮門
瑞宝単光章を授ける（各通）（七月十四日）
山本　好一
瑞宝双光章を授ける
足立　賢一
瑞宝単光章を授ける（以上七月十六日）

官庁報告

官庁事項

道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号に規定する登録試験機関の登録事項の変更

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条の六の規定に基づき、公益財団法人日本自動車輸送技術協会から、登録試験機関の住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第三十六条の十六第二号の規定に基づき公示する。

平成二十六年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更する登録機関の住所
　変更前　東京都千代田区六番町六番地勝永六番町ビル
　変更後　東京都新宿区四谷三丁目二番五全日本トラック総合会館
二　変更する年月日
　平成二十六年八月四日
三　変更する理由
　事務所移転のため

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年8月11日

気象庁長官　西出　則武

気象庁防災業務計画の修正について

一　修正の目的
　「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。
二　修正年月日　平成26年7月24日
三　修正の要旨
　「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部改正により、同法の名称が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められたこと等に伴う必要な修正を行った。

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年8月11日

東北地方整備局長　縄田　正

1　河川の名称　北上川水系砂鉄川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成26年8月11日
3　廃川敷地等の位置　岩手県一関市川崎町門崎字渡戸215番、216番、217番、218番、岩畑320番、321番、鶴巻83番、84番、85番、86番、巳待124番、125番
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　23,538.74平方メートル

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年八月十一日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　京葉瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十六年九月二十二日　午後一時三十分から
三　場所　三山市民センター　会議室（千葉県船橋市三山8―19―1）